

○沖縄大学動物実験規程細則

(2019年 7月 29日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、沖縄大学動物実験規程（2019年7月29日制定。以下「動物実験規程」という。）

第30条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(動物実験計画の申請)

第2条 動物実験規程第9条第1項の規定により行う申請又は変更に係る申請書は、動物実験計画申請書（新規・継続）（様式第1号）とする。ただし、実験実施予定期間、実験内容、動物実験責任者及び実験に供する動物種以外の変更にあつては、動物実験計画変更申請書（様式第2号）とする。

(動物実験結果の報告)

第3条 動物実験規程第10条第2項の動物実験の結果に関する報告書及び動物実験規程第10条第3項の年度更新書は、自己点検及び評価報告書（動物実験計画実施状況）兼動物実験結果報告書・年度更新書（様式第3号）とする。

(施設等の設置及び変更の申請)

第4条 動物実験規程第11条第1項の施設等の設置に係る申請書及び変更に係る申請書は、飼養保管施設にあつては飼養保管施設（設置・変更）承認申請書（様式第4号）、実験室にあつては実験室（設置・変更）承認申請書（様式第5号）とする。

(施設等の廃止の申請)

第5条 動物実験規程第14条第1項の施設等廃止届は、施設等廃止届（様式第6号）とす

第3編 学務 (沖縄大学動物実験規程細則)

る。

(実験記録の保存)

第6条 動物実験規程第21条第1項の規定により整備し、及び保管する実験動物に係る記録は、当該動物実験の終了後5年間保存しなければならない。

(実験動物の種、数等の報告)

第7条 動物実験規程第21条第2項の規定による報告は、自己点検及び評価報告書兼実験動物飼養保管状況報告書(様式第7号)により行うものとする。

(自己点検及び評価の報告)

第8条 動物実験規程第27条第2項の規定による自己点検及び評価は、自己点検及び評価(実験室管理状況)報告書(様式第8号)により行うものとする。

附 則

この細則は、2019年7月29日から施行する。